



東教第1597号
平成29年1月5日

各市町教育委員会教育長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

学校職員の復職等に伴う号給の調整等について（通知）

標記の件について、別添通知（平成29年1月4日付け教職第1148-3号）による「2 提出期限 各教育事務所が定める日」については、下記のとおりです。

記

- 1 提出期限 平成29年 2月 8日（水）
- 2 提出先 東部教育事務所 総務・給与担当

※人事内申書と提出期限・提出先担当が異なります。

総務・給与担当：鈴木・篠崎
（復帰・復職時調整に関すること）
TEL 048-737-2727, 2726
FAX 048-737-2812



教職第 1 1 4 8 - 3 号
平成 2 9 年 1 月 4 日

各市町村教育委員会教育長 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

年度末年度当初の復職時調整に係る関係書類の提出について（依頼）

標記の事務処理については、平成 7 年 3 月 3 1 日付け教職第 5 4 4 号「学校職員の復職等に伴う号給の調整等について（通知）」によるところですが、下記対象職員の復職等に伴う給料等調書については、次のとおり提出願います。

記

- 1 対象職員 （1）平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 4 月 3 0 日までに職務復帰予定の職員
（2）平成 2 9 年 3 月実施の健康審査会の対象となる復職予定者
- 2 提出期限 各教育事務所が定める日
- 3 提出先 各教育事務所
- 4 提出書類（全て A 4 判に揃えること）

対象職員	提出書類
・休職から復職する職員 （公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を含む） ・育児休業から復帰する職員 ・派遣条例に基づく派遣から復帰する職員 （青年海外協力隊など） ・大学院修学休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業から復帰する職員 ・介護休暇から復帰する職員 （全日にわたり <u>3 0 日</u>以上連続して承認されたもの（週休日・休日を含む）から復帰する場合）	（1）復職等に伴う給料等調書 （2）<u>H28. 4. 1</u> 付け昇給昇格調書の写し （3）出勤簿の写し ※所属長の原本証明をしたもの ※<u>休職等発令日直前</u>の 4 月 1 日から復帰 復職日前日までのもの （例）H27. 4. 5 休職発令 → <u>H27. 4. 1</u>～復職日前日 H27. 1. 16 育児開始 → <u>H26. 4. 1</u>～復帰日前日

- 5 その他
 - （1）作成については、上記の外、「学校職員給与関係例規集（平成 2 8 年 5 月版）」の 2 8 6 ～ 2 8 8 頁及び「教職員給与事務の手引」の I - 4 - 1 ～ 6 頁を参照してください。
 - （2）提出期限以降、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までに上記 4 の対象事由が新たに生じた場合は、各教育事務所に電話連絡の上、速やかに調書等を提出してください。

教育局教育総務部教職員課
担当 昇給・退職手当担当 田島
電話 0 4 8 - 8 3 0 - 6 6 7 0